

ココも、清潔に！

りふお～む実績 PICK UP !

神奈川県条例において、受水槽設置者への管理義務は以下の表のように定められております。

水道区分	有効容量	維持管理と日常点検	受水槽清掃 (年1回)	水道検査機関による法定検査 (年1回)
簡易専用水道	10 m ³ 以上	水質及び受水槽の点検、貯水槽にかかる水質異常発生時の対応を行う事	行う事。	簡易専用水道検査機関による検査を受けなければならない
小規模受水槽	8 ~ 10 m ³			小規模受水槽水道指定検査機関の検査を受けなければならない
水道	8 m ³ 以下			義務付けられていない

アフターケア要らず！

★受水槽を経由しない
水道直結への変更工事も
対応します！

ご相談ください★

・受水槽を経由せず蛇口
まで直結式で給水する
のでより安全でおいしい
水を供給できます。

・受水槽の維持管理費が
不要となります。

・受水槽を撤去した分の
土地の有効活用が
できます。

・水道の圧力を有効利用
できるため、
省エネルギーが推進
できます。

Before



Now



After



清掃の手順

- ① 次亜塩素酸ナトリウム水溶液（消毒液）を散布
- ② 30 分程放置した後に水洗い
- ③ 完全に排水した後、再度消毒液を散布
- ④ 同様に排水
- ⑤ 30 分以上経過した後、水張りをし、水質検査
- ⑥ 検査終了後、給水